

職員の処分の公表

職員の処分を行いましたので、栃木市職員の懲戒処分等に関する公表基準に基づき公表します。

1 概要

職員が、参議院議員立候補予定者の後援会入会申込書を農地利用最適化推進委員への送付資料に添書とともに同封した行為について、職員の処分を行ったものです。

2 被処分職員及び処分内容（年齢については、処分日現在の年齢）

所属	職名	性別	年齢	処分内容
農業委員会事務局	次長	男性	53	訓告処分

※ 上記のほか、監督責任のある上司1人を文書による嚴重注意処分にいたしました。

3 処分理由

「信用失墜行為の禁止」（地方公務員法第33条）の規定に抵触するため。

4 処分日

令和元年8月23日